資料	5

久栗行第６５号
令和８年４月２８日

区　長　各　位

久喜市長　　貴　志　信　智
（公印省略）

令和８年度久喜市自治行政運営補助金交付申請書の提出について
（依頼）

日ごろより、行政の円滑な推進に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、久喜市自治行政運営補助金交付要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり交付申請書の提出をお願いします。

記

１　提出書類　（１）自治行政運営補助金交付申請書（様式第１号）
（２）事業計画書及び申請額算出内訳書
（区または自治会の総会資料等）
（３）自治行政運営補助金概算払請求書（様式第６号）
（４）通帳の写し（名義人・口座番号・取引店名が記載されている部分）

２　提出期限　**令和８年６月３０日（火）**

３　提 出 先　栗橋行政センター　１階　地域振興係

４　留意点等　別紙参照

【問合せ】
栗橋行政センター 地域振興係 島田
電話 ５３－１１１１（内線２１８）
FAX ５２－６０２７
E-mail kurihashi-gyosei@city.kuki.lg.jp

交付申請に関する留意点

1　提出書類について

（１）自治行政運営補助金交付申請書（様式第１号）

（２）事業計画書及び申請額算出内訳書

区または自治会等の総会資料に、令和８年度の事業計画書及び申請額算出内訳書（予算書）に相当する内容が含まれている場合は、総会資料を添付していただければ結構です。

なお、総会資料ではなく、事業計画書及び申請額算出内訳書を作成する場合は、３ページの作成例を参考にしてください。

（３）自治行政運営補助金概算払請求書（様式第６号）

行政区名義の口座以外に振込む場合は、申請書の様式中の振込口座を記入する欄の下に、「補助金については、上記の会計担当の口座に振り込んでください。」とご記入ください。

（４）通帳の写し（名義人・口座番号・取引店名が記載されている部分）

※令和７年度の振込先口座と変更がない場合は提出不要です。

2　補助金額について

（１）150 世帯以上の区、150 世帯未満で区長代理を置かない区

70,000 円＋（350 円×世帯数）＝補助金額

（２）150 世帯未満で区長代理を置く区

｛70,000 円 ＋（350 円×世帯数）｝ － 区長代理報償金額＝補助金額

区長代理報償金額：｛80,000 円 ＋（500 円×世帯数）｝× 1/3（100 円未満切捨て）

※４ページ・５ページの補助金額の計算書及び算出例をご活用ください。

3　補助対象経費について

補助対象経費	主な経費の例
区の運営に係る経費	会議費、手当
区の活動で公益性のある事業の経費	・美化活動 ・防犯活動 ・防災活動 ・祭り（イベント） ・集会所の維持管理
その他市長が認めた事業の経費	

※一つの区または複数の区を単位として行われる事業の経費が対象です。

4　手続きの流れ

（１）補助金の交付申請（提出期限：６月３０日）

【提出書類】

①自治行政運営補助金交付申請書（様式第１号）

②事業計画書及び申請額算出内訳書（または総会資料等）

③自治行政運営補助金概算払請求書（様式第６号）

↓

（２）補助金交付決定通知書の送付（７月～８月予定）

↓

（３）補助金の振込（８月予定）

↓

（４）補助金実績報告（提出期限：令和９年４月末日）

【提出書類】

①自治行政運営補助金実績報告書

②事業実績報告書及び補助事業に係る経費精算書

（または総会資料等）

↓

（５）補助金交付確定通知書の送付（令和９年５月予定）

5　その他

（１）事業の中止等に伴い既交付補助金額が確定交付補助金額を上回る場合につきましては、最終的に返還していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

（２）実績報告書に領収書等を添付する場合、以下のような領収書等は認められませんのでご注意ください。

・宛名のないもの

・行政区（自治会等）名と異なる名義のもの

【参考】事業計画書及び申請額算出内訳書　作成例

区の名称　ハクレン

区長氏名　坂東太郎

事業計画書及び申請額算出内訳書

月	事　業	予算額（円）
通年	会議費	15,000
通年	手当	40,000
5月 10月	美化活動	10,000
通年	防犯活動	10,000
9月	防災活動	50,000
8月 10月	祭り	20,000
通年	集会所の維持管理	30,000
合　計 ※ 合計 ≧ 補助金申請額		175,000
補助金申請額		157,500

久喜市自治行政運営補助金　計算書

・１５０世帯以上の区
・１５０世帯未満で区長代理を置かない区

R8.4.1現在世帯数　　限度額（A）
70,000 円 ＋（　　世帯 × 350円）＝　　円
☆補助金申請額☆

・１５０世帯未満で区長代理を置く区

R8.4.1現在世帯数　　限度額（A）
70,000 円 ＋（　　世帯 × 350円）＝　　円

R8.4.1現在世帯数　　区長報償金額（B）
80,000 円 ＋（　　世帯 × 500円）＝　　円

区長報償金額（B）　　区長代理報償金額相当額（C）
　　円×1/3＝　　円（100円未満切捨て）→　　円

限度額（A）　　区長代理報償金額相当額（C）
　　円 －　　円 ＝　　円
☆補助金申請額☆

久喜市自治行政運営補助金　算出例

【例１】区長代理を置く、１７０世帯の行政区

R8. 4. 1現在世帯数　　限度額（A）
70,000 円 ＋（ 170 世帯 × 350円）＝ 129,500 円
☆補助金申請額☆

【例２】区長代理を置かない、１３０世帯の行政区

R8. 4. 1現在世帯数　　限度額（A）
70,000 円 ＋（ 130 世帯 × 350円）＝ 115,500 円
☆補助金申請額☆

【例３】区長代理を置く、１３０世帯の行政区

R8. 4. 1現在世帯数　　限度額（A）
70,000 円 ＋（ 130 世帯 × 350円）＝ 115,500 円

R8. 4. 1現在世帯数　　区長報償金額（B）
80,000 円 ＋（ 130 世帯 × 500円）＝ 145,000 円

区長報償金額（B）　　区長代理報償金額相当額（C）
145,000 円×1/3＝ 48,333 円（100円未満切捨て）→ 48,300 円

限度額（A）　　区長代理報償金相当額（C）
115,500 円 － 48,300 円 ＝ 67,200 円
☆補助金申請額☆

○久喜市自治行政運営補助金交付要綱

平成２２年３月２３日

告示第１９５号

（趣旨）

第１条　この告示は、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを一層推進するため、地域活動を行う区（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成２２年久喜市規則第５９号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象経費）

第２条　補助金の交付対象となる経費は、１つの区又は複数の区を単位として行われる事業の経費とし、別表に掲げるものとする。

（補助金の算定）

第３条　補助金の算定は、基準額（１行政区あたり７万円）と当該区の世帯数に３５０円を乗じて得た金額の合計額を限度とする。ただし、区長代理を置き、かつ、当該区の世帯数が１５０世帯未満の場合においては、当該報償金相当額の金額を補助金から減額するものとする。

２　前項の世帯の算定基準日は、毎年４月１日とする。

（補助金の申請）

第４条　補助金を受けようとする補助事業者は、自治行政運営補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書

（２）　申請額算出内訳書

２　前項の申請書の提出期限は、毎年６月３０日とする。

（交付決定）

第５条　市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、当該申請書を

審査し、適当と認めたときは、自治行政運営補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第６条　前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、自治行政運営補助金実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　事業実績報告書

（２）　補助事業に係る経費精算書

（３）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の実績報告書の提出期限は、当該年度終了後３０日以内とする。

（補助金額の確定）

第７条　市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該補助金実績の書類を審査し、適正と認めたときは、自治行政運営補助金交付確定通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求書の提出）

第８条　補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の確定通知を受けたときは、補助金の交付を自治行政運営補助金請求書（様式第５号）により市長に請求するものとする。

（概算払請求書の提出等）

第９条　補助事業者は、規則第１６条ただし書の規定により、補助対象事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、自治行政運営補助金概算払請求書（様式第６号）により市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、適当と認めるときは第３条の規定により決定された額の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）　虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

（２）　不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（３）　その他この告示に違反する行為があったとき。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２２年３月２３日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自治行政運営費補助金交付要綱（平成９年久喜市告示第１０８号）、菖蒲町自治行政運営補助金交付要綱（平成１４年菖蒲町告示第６号）又は鷲宮町行政区運営補助金交付要綱（平成１５年鷲宮町告示第４４号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（補助金の金額の算定の特例）

３　平成２５年度の南栗橋十一丁目に対し補助金を交付する場合における第３条第１項の規定の適用については、同項中「基準額（１行政区あたり７万円）と当該区の世帯数に３５０円を乗じて得た金額の合計額」とあるのは「基準額（１行政区あたり７万円）と当該区の世帯数に３５０円を乗じて得た金額の合計額に３分の２を乗じた金額（１００円未満切捨て）」とし、同条第２項の規定の適用については、同項中「毎年４月１日」とあるのは「平成２５年８月１日」とし、第４条第２項の規定の適用については、同項中「毎年６月３０日」とあるのは「平成２５年９月３０日」とする。

４　平成２６年度の南栗橋九丁目に対し補助金を交付する場合における第３条第１項の規定の適用については、同項中「基準額（１行政区あたり７万円）と当該区の世帯数に３５０円を乗じて得た金額の合計額」とあるのは「基準額（１行政区あたり７万円）と当該区の世帯数に３５０円を乗じて得た金額の合計額に６分の５を乗じた金額（１００円未満切捨て）」とし、同条第２項の規定の適用については、同項中「毎年４月１日」とあるのは「平成２６年６月１日」とし、第４条第２項の規定の適用については、同項中「毎年６

月３０日」とあるのは「平成２６年７月３１日」とする。

附　則（平成２２年６月２９日告示第３８６号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年３月２２日告示第１１７号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年７月３０日告示第３１９号）

この告示は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則（平成２６年５月３０日告示第２８６号）

この告示は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則（令和２年１月２９日告示第３３号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年２月１９日告示第８８号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和７年６月１９日告示第２６７号）

この告示は、令和７年７月１日から施行する。

附　則（令和８年２月１６日告示第６０号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

補助対象経費

補助対象経費	主な経費の例
区の運営に係る経費	会議費、手当
区の活動で公益性のある事業の経費	・美化活動 ・防犯活動 ・防災活動 ・祭り ・集会所の維持管理
その他市長が認めた事業の経費	

【様式　略】

交付申請書記載例

様式第1号(第4条関係)

自治行政運営補助金交付申請書

申請日を記入 ⇨ 令和８年６月〇日

久喜市長　　あて

区の名称、住所、区長氏名を記入

※押印は**不要**です。

⇨

区の名称　間鎌

住　　所　久喜市間鎌２５１－１

区長氏名　坂　東　太　郎

次のとおり、久喜市自治行政運営補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1　補助金の交付申請額　　金　１５７，５００　円

2　申請区世帯数(4月1日現在)　　２５０世帯

⇦ 補助金交付申請額、４月１日現在の世帯数を記入

3　添付書類

(1)　事業計画書

(2)　申請額算出内訳書

概算払請求書記載例

様式第6号(第9条関係)

自治行政運営補助金概算払請求書

記入しない ⇨ 令和　　年　　月　　日

久喜市長　　あて

区の名称、住所、区長氏名、電話番号を記入
※押印は不要です。

区の名称　間鎌
住　　所　久喜市間鎌２５１－１
区長氏名　坂　東　太　郎
電話番号　○○－○○○○

記入しない

令和８年　　月　　日付け久栗行第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた令和８年度久喜市自治行政運営補助金を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

補助金交付決定額、補助金概算払請求額を記入
（補助金交付申請額と同額）

1　補助金交付決定額　　金　１５７，５００　円
2　補助金概算払請求額　　金　１５７，５００　円
3　口座の種類等

金融機関名	埼玉りそな銀行
本店・支店・店名	○○支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	１０００００
フリガナ	マガマ クチヨウ バンドウタロウ
名義人氏名	間鎌　区長　坂東太郎

補助金の振込先口座を記入
（令和７年度と振込先口座が異なる場合は、通帳の写し【名義人、口座番号、取引店名が記載されている部分】を添付）

行政区名義の口座以外へ振り込む場合は記入

補助金については、上記の会計担当の口座へ振り込んでください。

様式第1号(第4条関係)

自治行政運営補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

久喜市長　　あて

区の名称
住　　所
区長氏名

次のとおり、久喜市自治行政運営補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1　補助金の交付申請額　　金　　円

2　申請区世帯数(4月1日現在)　　世帯

3　添付書類

(1)　事業計画書

(2)　申請額算出内訳書

区の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業計画書及び申請額算出内訳書

月	事　　業	予　算　額　（円）
合　　計		
補助金申請額		

様式第６号（第９条関係）

自治行政運営補助金概算払請求書

令和　　年　　月　　日

久喜市長　　あて

区の名称
住　　所
区長氏名
電話番号

令和８年　　月　　日付け久栗行第　　号で補助金の交付決定の通知を受けた令和８年度久喜市自治行政運営補助金を下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　補助金概算払請求額　　金　　円

３　口座の種類等

金融機関名	
本店・支店・店名	
預金種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
名義人氏名	